

# 廃業(個人又は法人)

様式第三号の五(第五条の五関係)

免許証を添付し、30日以内に提出

(A4)

2 7 0

## 廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出年月日

平成29年12月1日

関東地方整備局長  
山梨県知事 殿

一本線で消し、訂正印は不要

商業登記簿上の所在地表記と同一

届出者

住所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

氏名

山梨不動産株式会社  
代表取締役 甲州 一華

実印

【個人免許】

住所：事務所所在地

氏名：代表者名

を記入

【法人免許】

住所：本店所在地

氏名：商号又は名称、

役職名、代表者氏名 を記入

届出時の免許証番号

1 9 ( 2 ) 3 0 0 0

【個人免許】  
個人の実印  
【法人免許】  
法務局に登録した代表者印

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃止
商号又は名称	山梨不動産株式会社
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	代表取締役 甲州 一華
主たる事務所の所在地	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
届出事由の生じた日	平成29年12月1日 ← 届出年月日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人

確認欄

\*

免許の効力は、宅地建物取引業者(個人)が死亡した場合、又は法人が合併により消滅した場合には、届出の有無に関わらず、その事実が発生したときに失効しますが、届出は必要となります。破産、解散又は廃業した場合には、その届出をしたときに失効となります。